# 企業の設立と運営

**自営業から起業へ**（じえいぎょうからきぎょうへ）

日本の**商法**は、商行為を行う全ての人間を「**商人**」と規定している。商人とは、営利を目的として、同種の行為を反復継続して行う者を指す。また商法は、「**商行為**」を具体的に規定している。それには、①仕入れ・転売（商法501条2号）、②製造・加工（商法502条2号）、③作業・労務（同5号）、④出版・印刷・撮影（同6号）などがある。

つまり、「イベント等を企画するとともに、入場券の発券（上記④）及び販売（上記①）等を繰り返して会を運営（上記③）し、小遣い稼ぎをする」者がいれば、それが例え学生であっても、その者は紛れもなく法律上の商人である。なお商人は、法務局（登記所）で**商業登記**を行い（未成年の場合は「未成年者登記」を含む）、税務署で毎年、**確定申告**を行わなければならない。社会では一般的に、以上のような活動を繰り返し、独立して生計を立てている者を、自営業者あるいは**個人事業主**と呼んでいる。

自営業者や個人事業主は、商行為によって家計を充足させ、老後など将来に向けて相応の貯蓄ができればそれで良かった。商行為に対する準備や投資も、個人的貯蓄の範囲でまかなっていた。商行為が事業として多少拡大し、他人労働を使用する場合でも、事業主（商人）は「代表」や「責任者」、あるいは「親方」として現場に立ち会い、統率していた。

しかしながら、その事業（商行為）がさらに拡大するとともに、事業主の心に顧客や社会に対する使命感が沸き上がったとき、その事業主は起業を決意する。というのは、商行為の拡大（事業化）と維持のためには、多大な「資本」を必要とするからである。事務所や工場を設けるにも、正社員を多数雇用するにも、先立つ「カネ」、つまり一定額の「**資本**」が不可欠であることは言うまでもない。

一般的な起業のかたちとなる「株式会社（の設立）」は、その資本調達を最も効率的に行う制度である。銀行からの借り入れ等では担保設定や利子支払いを伴うが、株式による出資分は、株主出資者に返還する義務はなく、また信用さえあれば無限大に出資者（調達先）を増やすことが可能となるからである。

**会社の有限責任原則**（かいしゃのゆうげんせきにんげんそく）

**企業**（商行為を組織的に行う事業集団）の最も原始的な形態は、「**個人企業**」である。個人企業とは、出資者が一人の企業形態を指す。多くは出資者と経営者が同一人物で、個人企業の経営を個人的信用の下、出資者本人が一人で行っている。事業がうまく進めば良いが、不本意ながら破産を迫られた場合、予想される様々なリスクや債務は、経営者つまり出資者が一人で全ての担保及び責任を負わねばならない。時には工場など会社資産のみならず、自宅などの個人資産

（全財産）をも失う。これを「無限責任原則」という。

さらに個人企業は資本調達の範囲が限られている。その範囲拡大のために、出資者が複数となった企業を「**集団企業**」という。これは**会社企業**とも呼ばれる。日本の**会社法**は、**会社**を「株式会社、**合名会社**、**合資会社**または**合同会社**をいう」と規定している。すなわち、出資者の複数化によって進化拡大した企業（きぎょう）を、法的に会社（かいしゃ）と呼ぶのである。

その会社の原始的な形態が、合名会社である。これは無限責任原則のまま出資者数を増やした事業集団である。いわば合名会社は、共同出資者による共同所有、共同経営を行う会社であり、その意思決定は出資者の**合議制**により執り行われた。しかし、無限責任のリスクから出資者数がほとんど増大しなかったため（身内等の範囲に限られた）、出資のみで合議に参加しない代わりに無限責任を免除する出資者（**持分出資者**）が生まれた。これを「有限責任原則」といい、この原則を導入して資本調達の範囲を広げた形態を合資会社と呼ぶ。

この点で株式会社は、資本金の全てを株式化して**有限責任原則**を徹底させ、資本調達の範囲を最大限広げようとした形態である。株式を取得し出資者となる**株主**は、リターンを**配当**金や株式譲渡差益として受け取る一方、その出資額の範囲でのみリスクを負担すればよいのであるから、出資がしやすくなった（会社は資本調達をしやすくなった）のである。この有限責任原則の徹底こそ、株式会社制度が発達した最大の要因である。

**株主総会**（かぶぬしそうかい）

株主総会は、株式会社の最高意思決定機関である。株式会社の株式を取得した株主（出資者）は、決算期（年度）ごと定期的に開催される定期株主総会（このほかに会社法は、必要に応じて開催される臨時株主総会を認めている）に参加することができる。この株主総会で、会社の経営戦略などに関する最終的な意思決定が、参加株主による多数決（単記式投票等）で決定される。

しかしながら、国政選挙などの一般的な民主制とは異なり、一人一票ではなく「**一株一票（議決権）原則**」が取られる（会社法308条1項）。つまり、全体の過半数を超える株式を一人で大量に所有する個人等（**大株主**）がいれば、多数決原理により、その者の意思通りに株主総会の議決がなされることとなる。その意味で、実際の株主総会は、（大株主の意向から）既に決まっている事項について確認するだけの形式的会議となり、事実上形骸化してしまっているケースが多い。

株主総会の権限は、会社経営に関する意思決定のみであり、事業（組織的な商行為）に直接関する執行権限はなく、多くの場合この権限は、その株式会社の**取締役**及び、取締役らの会議体である取締役会に委託される。これを、株式会社の「**所有と経営の分離**（株主による所有と取締役による経営）」という。なお、株主総会が持つ具体的な権限とは、①取締役等の選任・解任、②会社の基礎的変更（合併や解散など）、③株主利益に関する事項の決定（配当など。つまり株主へのリターン分は株主自身が決める）、④取締役の専横監視に関する事項の決定

（取締役の報酬など。取締役の報酬が高いと、配当による株主取り分が減る）などである。こうした権限を行使することで、株主総会は取締役の動きをコントロールし、会社全体を支配することが可能になるのである。

他方、株主総会には、資本主義の暗部とも言える**総会屋**の存在が認められる。少数の株式を取得することで株主総会に参加し、怒号や不当なクレーム等の権限濫用によって議事の進行を妨げたりして、これを嫌がる会社側から金品等を収受する者たちである。

**取締役会**（とりしまりやくかい）

小さな「個人企業」の経営者は、ほとんど全てが出資（所有）経営者である。これに対し、大きな株式会社においては「所有と経営の分離」が進行しており、大株主を中心とする支配（所有）出資者と、取締役を中心とする**専門経営者**の役割分担が定着している。米国のメジャーリーグや日本のプロ野球などプロスポーツに例えて言えば、球団等を所有するオーナーと現場のチームを指揮する監督（マネジャー）の機能的な分離である。

支配出資者については、創業者の一族や親会社が株式を多数所有し大株主として支配するケースが一般的であるが、専門経営者には様々な出自のパターンが見られる。業種を問わず多いのは従業員出身者であるが（「**生え抜き**」）、旧財閥や製造業などの企業グループにおいては親会社及び関連会社の役員経験者が多く、また運輸や金融などの規制産業ではキャリア官僚出身者や金融機関役員経験者が多い（「**天下り**」）。これらの専門経営者は多くの場合、その株式会社の取締役として取締役会に参加し、事業経営に直接関係する事項について意思決定及び指揮統率を執り行う。つまり、会社の最高意思決定機関である株主総会から独立し、経営の全体管理を委託された機関が取締役会であり、取締役は専門経営者かつ会の構成員として働いているのである。

取締役は一般的に「**重役**」と呼ばれ、それらには会長、社長、副社長、専務、常務などの肩書きがついているが、これらは全て、それぞれの組織が個別に定める、単なる呼称に過ぎない（法的規定がない）。会社法が定めているのは、取締役と、その取締役会が選出する**代表取締役**のみである。代表取締役は、取締役会の議長を務めるとともに対外的に会社を代表し（代表取締役の意思や行為は、法的効力を有する）、また、株主総会において株主に対し、事業の経過と結果について代表して説明しなければならない存在である。通常の会社では、上記の呼称と法律上の規定を組み合わせて「**代表取締役社長**」や「**専務取締役**」と称し、個別の名刺や会社の（インターネット）ホームページ等に肩書きとして記載するのが一般的な慣行となっている。

**委員会設置会社**（いいんかいせっちがいしゃ）

米国の株式会社をモデルとして、日本の会社法が定めた株式会社形態（タイプ）の一つに「委員会設置会社」がある（会社法326条2項）。株主総会で承認され、委員会設置会社に移行した会社おいては、取締役会は通常の株式会社のよう

な諸機能（①業務執行の決定、②各取締役の職務執行の相互監督・評価、③代表取締役の選出・解職）を持たない。

その代わりに、このタイプでの取締役会は、新たに**執行役**と代表執行役を選任して実際の経営執行を委託し（上記の機能①の分離）、「**監査委員会**」と「**報酬委員会**」を別途組織し、執行役及び取締役の職務の執行を監査してそれらの報酬を決定する（上記の機能②の分離）とともに、併せて「**指名委員会**」を組織して、取締役選任に関する株主総会議案書を作成する（上記の通り、株主総会が取締役の選任・解任権を有し、この議案書をもとに決定する）。つまり、指名、監査、報酬の三委員会をトップに組織し、新たな「現場の経営執行機関」である執行役及び代表執行役を別途選任した株式会社が、ここでいう委員会設置会社である。なお、これら三委員会はともに委員3名以上で構成され、委員は取締役の中から取締役会によって選定される。また、委員会委員の過半数は**社外取締役**でなければならない（外部有識者等を内部に入れることで、粉飾や取締役専横の監視を強化する）。

プロスポーツの例えで言えば、委員会設置会社は、オーナーと監督の間にゼネラルマネジャー（GM）を置く体制に似ている（委員会設置会社の取締役会は、このGM的な役割を果たす）。GMはチームを指揮する監督とコーチ（ここで言う代表執行役と執行役）の上でビジネス全体を統括する。専門知識を持たないオーナーにとって、現場と全体を鳥瞰する高級専門管理者は頼りになる存在である。

ちなみに米国では、経営執行計画の策定・実行や代表執行役の選任及び評価を主担当とする取締役を、「最高経営責任者」の意味を持つ「**CEO（チーフ・エグゼクティブ・オフィサー）**」と称することが多い。日本においても「**代表取締役CEO**」は、代表取締役と代表執行役評価担当を兼ねた経営者を意味する、社内最高の肩書きである。